

申請から入園までの流れ

保育施設（保育園・認定こども園
（保育園部分）・小規模保育事業所）を利用
したい方

幼稚園（認定こども園
（幼稚園部分）を含む）を利用し
たい方

市役所幼児教育・保育課にお越しいただき、
「施設型給付費・地域型保育給付費等支給
認定申請書兼利用申請書」及び「保育を必
要とすることを証明する書類」を提出してくだ
さい。提出いただく折にお子様の面接をさせ
ていただきます。
※「親子健康手帳」をご持参ください。

市立第一幼稚園、認定こども園
（幼稚園部分）に
入園したい方

私立幼稚園に
入園したい方

認定申請が必要
となりますので、利
用を希望する園を
通じて市役所幼児
教育・保育課に申
請してください。

利用を希望す
る園に直接お
問い合わせくだ
さい。
園との手続き
を進めてくださ
い。

市が、保育の必要性の認定と保育施設の
利用調整を行います。
※「◆利用調整とは」参照

その結果を、保護者に送付します。

市から認定証
を通知します。
【1号認定】

保育施設の利用決定が通知されますと入園
決定となります。

入園決定となります。